



報道発表資料

報道関係者各位

令和3年12月24日（金）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 石山 裕之

賃金係長 牧野 朋子

電話 023 - 624 - 8224

改正山形県特定(産業別)最低賃金が12月25日発効

－4産業すべて時間額UP－

山形労働局（局長：小森 則行^{こもり のりゆき}）は、地域別最低賃金（822円）を上回る額が設定される4産業の山形県特定（産業別）最低賃金について、10月25日に山形地方最低賃金審議会（会長：村山 永^{むらやま ひさし}）の答申を受け、別表のとおり現行額を引き上げる改正決定をしましたが、12月25日にその効力が発生します。

これにより、本年12月25日以降は、山形県内の4産業で事業を営む使用者（約1,500事業場）及びその産業の労働者（約26,700人）に改正額が適用されます。

別表

特定最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業 （一般産業用機械・装置等製造業）	888円（862）	26円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電気機械器具等製造業）	872円（846）	26円
自動車・同附属品製造業	888円（861）	27円
自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る）	892円（865）	27円

（参考）

別添1 山形県の最低賃金リーフレット（地域別最低賃金及び特定最低賃金）

別添2 特定最低賃金について